

令和3年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和3年8月3日（火）
場 所 岐阜県議会西棟 第1会議室

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 10名 (欠席委員1名)

- ・ 向井会長、青山委員、板谷委員、宇佐美委員、萩巣委員、桑原委員、小林委員、中原委員、三井委員、山内委員

<県(事務局)> 10名

- ・ 高井林政部長、平井林政部次長、平野林政課長、長屋恵みの森づくり推進課長、伊藤県産材流通課長、田中森林整備課長、安達治山課長、垂見技術総括監、藤下100年の森づくり推進室長、吉峯林業経営改革室長

2 議事

- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画について

3 配布資料

- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画骨子(検討資料) …… 資料1
- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた検討資料
「現況・課題に対する意見と必要な施策」 …… 資料2

4 議事録

13時30分開会

(事務局) ※垂見技術総括監

時間が参りましたので、ただ今から令和3年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに高井林政部長よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※垂見技術総括監

ただいま、部長が申しあげましたとおり、新に本審議会委員にご就任いただきました萩巣様、ひと言ご挨拶をお願いいたします。

～萩巣委員ごあいさつ～

ありがとうございました。本日は、委員11名中、10名の方のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材がある場合がございますので、ご了承をいただきたいと存じます。

議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※垂見技術総括監

それでは議事に入りますが、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会議の進行は向井会長にお願いいたします。向井会長、よろしくお願いいたします。

～向井会長あいさつ～

(向井会長)

それでは、本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。これより議事に入ります。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録の署名者に萩巣委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」について、説明をお願い

いします。

(事務局) ※平野林政課長

～資料1に基づき第4期岐阜県森林づくり基本計画について説明～

(向井会長)

ただいま説明のありました「第4期岐阜県森林づくり基本計画」についてご質疑、ご意見はございませんか。

(荻巣委員)

まずは、この新しい方向性を決める基本計画に、意見を述べる機会を設けていただいたことに心から御礼申し上げます。

送られてきた資料を見て思ったのは、量が少ないということです。10ページから15ページに目標値が記載されていますが、これらの施策の根拠や背景についての補足資料があり、それを事前に読み込んでこの審議会に臨むのだろうと思っておりました。

今回は、一つ一つの項目について深掘りをして意見を述べたらよいのか、全体の大枠について質問した方がよいのか、どの辺りに的を絞って質問すればよいかをご示唆願えれば大変ありがたいです。

(事務局) ※平野林政課長

本日の議論は、骨子、全体像として、こうした方針でよいかをご審議いただければ幸いです。そのもとで私どもは、骨子に基づき深掘りを今後進めていく予定です。

(中原委員)

議会に諮るということですが、議会において骨子の話に加えて具体的な部分で質問が出た時に、審議会の意見を反映されないまま皆さんが答弁するということになりますが、その辺りはどういう取り扱いになるのですか。

(事務局) ※平野林政課長

今後の予定としまして、9月の議会で骨子をお示しし、来年2月の県議会で最終全体案をご審議いただく予定でございます。当然その骨子の中でも個別のご質問があれば、その都度その時点の内容はお答えすることになるかと存じます。

(中原委員)

第4期岐阜県森林づくり基本計画は、今日の会議をもって審議会から手が離れ、あとは関係がなくなるということですか。それなら骨子だけでは足りないのではないかというのが、荻巣委員の意見ではないかと思うのですが。

(事務局) ※平野林政課長

今後も、私どもが進めて参ります本体の作成段階で、審議会でお話しする機会があろうかと存じます。

(中原委員)

それはおかしい。12月に審議するのは、知事への答申で分厚い資料になる。一昨年、当日配布になったことを忘れたのか。今回、この程度の資料の配布が遅れて、それをなおかつ1回の会議で審議するというのは、我々委員をちょっと軽く見過ぎているのではないか。その過去の経緯を踏まえて、それはできない話だよ。

(事務局) 平井次長

12月の前に、審議会に諮る予定をしておりますが、委員からご希望があればその前に何度でも開催させていただきたいと思います。

(中原委員)

いやいや、その言い方失礼だよ。私が納得してないから開催するなんて愚弄するのもいい加減にしてほしい。

林業行政を担う林政部が、議会に諮ってやるということであれば、その前に、選ばれた精通者が多岐にわたって意見を述べて、より具現性の高い、より実のあるものにしていくのが審議会であって、我々の必要に応じて開くなどということではなくて、やらなければいけないのかどうかを判断するのは、あなた方の仕事だと思います。

(事務局) 平井次長

まずもって最初にお詫びを申し上げさせていただきます。

前回の基本計画に関する審議会の開催結果をもとに、今回の審議会を計画させていただきましたが、時代の背景もいろいろありますし、審議しなければいけないこともたくさんありますので、今度の12月に本体をお示しする前に、その都度、県議会での質問の内容も踏まえて、審議会の先生方にお集まりいただくように、調整させていただきたいと思います。

(向井会長)

12月の定例の審議会よりも前に、基本計画について別途審議会を開催していただく予定であるということでしょうか。

加えて他にご意見ございますか。骨子だけでなく、具体的な内容についても皆さんからお気づきの点ありましたらご意見いただきたいと思います。

(小林委員)

5ページの第4期計画で取り組むべき課題で、「異常気象等により山地災害の激甚・頻発化が進んでいる」ということがありました。今、30年に一度、50年に一度、100年に一度という災害が毎年起きています。

県民のアンケートを見ると、そのことに対する防災機能としての森林がすごく求められているのですが、実際に、どのようにやっていくかを考えると、「ゾーニング」という考え方があると思います。

この間、林地部会で太陽光発電について審議したと思いますが、森林法で定めたものの

中で、太陽光発電の開発が異常だと思ってもなかなか止められない事態がとても多いですよ。最後に森林審議会で太陽光発電等について諮られ、私たちが無理だと思ったとしても、そこでストップがかけられません。太陽光だけでなく風力や地熱といった森林を対象にしたエネルギーのインフラの開発が森林にプラスかマイナスか、自然環境の災害にプラスかマイナスかということもすべて含めて開発を考えていかなければいけないと思います。

その中で、この災害に強い森林づくりでゾーニングをして、川や防災機能を含めて岐阜県ならではの指定をしていかないと止められないのではないかと思います。

私たちがいくら森林に防災機能があると思ったとしても、違うところで建設などを決められてしまったら、止めることができないという現状を少し踏まえて、岐阜県ならではの横の繋がりを持った、森林の機能を中心とした防災対策をもう少し踏み込んで考えた方がよいのではないかと思います。

ですから、第4期計画で取り組むべき課題を、もう少し「部」を越えた災害に強い森林づくりについて、一度審議していただけないかと思います。

(向井会長)

「部」を越えてというのは、県の体制のことですか。

(小林委員)

そうです。森林での災害というと河川災害ですよ。特に溢水の災害、今だと飛騨川や石徹白は災害がすごくたくさんありますよね。

それと、防災の面でいうと、防災の部署との関係もあり、地球温暖化対策のCO2の排出量の話もすべて含めて、横の連絡をとりながらやっていかないと、これからの岐阜県の災害を止めることができないし、せつかくある森林の防災機能が発揮できないのではないのかと思いました。

(中原委員)

今のことに関連して、岐阜市北部の山が、誰から見てもものすごい面積が開発されて、岐阜市の議会でも問題になったことがあるように聞いています。

つい先立てあった、熱海の土石流の問題では、太陽光パネルの平地にする部分を確保し、その残土を処理するために、安価なすぐ近くの山を購入して、普通、急斜面や水が流れる谷を埋めるときには、骨状の暗渠を引き、表面水はU字溝で排水、それと犬走りというのが当たり前ですが、そういうこともしていません。岐阜県の場合は、残土処理については許認可制度になり非常にハードルが高いですが、静岡県は申請制度なので、図面で書けばすぐ終わるというところで、そういうことが起きたのではないかとされています。

今、小林先生がおっしゃった、林地開発、太陽光の問題は許認可の部分では難しいと思います。林地開発になると治山に関連したところに割り振られると思いますが、特に多治見市、可児市あたりではそういった土地開発が無茶苦茶に行われていて、愛知県の業者など、県外から来ているということをよく聞きます。県全体を見たときに、太陽光パネルに関わる開発、加えて、今回のような残土処理を伴うものについては、岐阜県としてどのような立ち位置でどのような見方をして、それをコントロールしていくのか、具体的な施策としてお考えはありますか。

(事務局) 安達治山課長

太陽光発電につきましては、平成24年に、再生可能エネルギーの固定買取価格制度、FIT制度が制定され、それ以降大変案件が増えたところです。森林法第10条の2に規定された林地開発制度では、その他の案件も含め、平成24年から昨年度末までに県下全域で46件、面積にしまして262haほど許可をしています。

岐阜県としましては、この制度を厳格に運用し、しっかりとした審査を行っているところです。この法律の中でも、許可の要件を備えれば許可をしなければならないということになり、許可をしているところですが、その許可後につきましても、計画通り現場が開発されるかどうか定期的なパトロールをするとともに、完了した後の森林パトロールということで絶えず監視の目をきかせているところです。

(小林委員)

それも確かにそうですけれども、FITでやる場合は、最初に商工の方から順番に降りてきて、最後に森林法で適地かどうかを判断するということになるのですが、まず災害に対してどういう土地なのかということを審議しなければいけないと思います。それを森林法のところで一番審議すべきなのですが、全然口を出せない状態で、降りてきたものを承認しなければこちらが訴えられるというのは、変な状態だと私は思います。

それと同時に、静岡県でも三重県でもそうなのですが、自然環境の観点から太陽光パネルがどうなのか、風力発電がどうなのかということが、上位になればいけないのではないかと議論が持ち上がっていると聞いています。

もし森林の開発でやるのであれば、そういうことを、森林審議会が全部なのかどうかわかりませんが、声を上げないと、今ある森林が痛めつけられて防災の機能がなくなってしまうのではないかとこのことを言いたいのであって、その許可が適正かどうかということであれば多分適正なのですけれども、それにも増してひどいことが起きそうだと思います。

法的に太陽光のパネルは、どこの場所にどのぐらいの基礎を入れるかというのは何も決まっていないのですよね。そうすると、森林に入れた時に災害が起きたらどうかというと、2億円、3億円というお金が積んであるから平気だといいますが、それ以上の災害は絶対起きると思うのです。だからそういうことを考えていただきたいというのが、今の私の意見です。

(事務局) ※安達治山課長

ご意見ありがとうございます。私ども森林管理を担う部署としましては、全く委員と同じ気持ちはあるのですが、これも国のエネルギー政策の開発とのバランスもあるものですから、審議会の中で委員の先生方からいただいた意見をもとに、何らかの形で国に意見を言えないかと考えています。法律に基づいた制度の運用と条件が限られてしまっているものですから、今後、「部」を横断する連携ということも踏まえて、できることをやっていきたいと考えています。

(向井会長)

私も一昨年度、その前と林地部会に関わってきて感じたのですが、森林法の権限を超えた部分があると思います。

これは県内の「部」を越えてということもあると思いますが、やはり県を越えて、国に働きかけてもらわないとどうしようもない部分で、先ほどもおっしゃったように、国のエネルギー政策との絡みで決められることもあるし、こんなところに太陽光パネルを作って本当に発電効率が上がるのかと思うようなところに、大面積で作られているものがあるので、それが本当にエネルギー政策上よいのかということも含めて議論していただきたいと思います。そういうことを含めて考えていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願います。

(板谷委員)

4つ教えてください。一つ目に2ページ目の100年先の森林づくりの下の表の累計というのはどういう意味でしょうか。累積していくのであれば、R3の目標も累積した結果になりそうな気がします。

二つ目に11ページの外国人実習生に関してはいろいろ問題がありますので、導入していくのは、私は少し難しいような気がします。ですが今、日本に住んでいる方や、日本の大学等に留学している学生など、日本で働きたいという方が増えていますので、そういう方を受入れるシステムを作ってもらえると、大学としてはよいと思います。ただ、大学の中では日本語を話せなくても大丈夫なので、語学的な問題がどうしても出てきます。それを頑張ってもらわないと働けないという環境だと、なかなか外国人材、よい人材の確保は難しいかと思います。

三つ目に13ページについてですが、これは私の専門になりますが、森林クラウドシステムに関して、クラウド化する、データを共有するというのはすごくよいことだと思いますが、誰が管理をして誰まで共有できるのか、今後どのくらいのスピードでシステム構築をしていくのか、林業で使う項目は個人情報が含まれると思いますがそれをどうやって共有していく予定であるのかというのを教えて欲しいです。

最後ですが、16ページと17ページの目標数値の項目数で、新規で15件増えて総数が一緒ということは、15件減ったということですね。減った15件が完全にコンプリートできたか、どういう状態にあるのかが知りたいと思います。

(向井会長)

ありがとうございました。今の板谷委員からの4点の質問についてのご回答を事務局からお願いします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

2ページの地域森林監理士認定者数、累計の意味合いですが、認定した延べ人数で現在23名です。平成29年から毎年度認定しており、平成29年度は5名、平成30年度は6名、令和元年度は7名と、毎年度認定した合計数が23名となっております。その横の目標値も、令和3年までに累計15名認定するというので、同じ累計したもので評価をさせていただいております。今期計画では毎年3名ずつを5年間かけて認定し、令和3年度末に

は、認定者数の合計で15名を目指していたというものです。

森林クラウドについては、今年度から開発に着手しており、今年度中の完成を目指し、令和4年度の4月1日から稼働したいと考えています。

管理は県が行い、県が持っている森林簿や空中写真、様々な森林に関する情報を載せ、まずは同じ行政機関である市町村、そして実際に森林の整備をされる森林組合などの事業体にも活用していただきたいと思います。例えば微地形表現図をクラウドに載せ、どこに作業道、林道が整備できるか、木材生産しやすい場所はどこかというような活用をしていただければと思っています。

さらに、インターネットを通じて、個人情報省き広くどなたでも見られるように情報提供し、市町村からも様々な情報を載せていただき、県と市町村の情報共有も進めていきたいと考えています。

(事務局) ※吉峯林業経営改革室長

二つ目にご質問いただいた件ですが、外国人材の活用について一昨年から研究を始めているところでございます。

ただ、先ほどお話いただきましたように、外国人実習生制度に問題があるというのは、その研究会の中でも指摘をいただいていたところです。今、検討をしているのは、在留資格を持った方に、林業に参入いただけるような機会を持たないかということです。

実際に富山県で、20～30年前から在留資格を持った方が、技術者として森林組合の仕事しておられるというのを情報としていただいておりますので、今年そちらを訪問して、勉強していきたいと思っております。

さらに外国人実習生制度に関しては、林業は短期的に技術が身につくものではありませんので、1号実習制度、1年で終了するような制度では難しいです。しかし2号以上で、長期間働いていただくというのが今のところ難しい状況ですので、こちらについては国の制度の改正を要望しているところでございます。その条件が整った段階でこの制度の活用もしていけるのではないかと考えております。

11 ページの上の表の①の確保の中で、外国人技能実習生の活用の反対側に外国人県民という書き方をさせていただいておりますが、これを在留資格を持った方々と捉えていただきたいと思っております。

(事務局) ※平野林政課長

四つ目のご質問、16、17 ページの数値目標の入れ替わりの件です。委員がおっしゃるように、これでは新しく入ったものはわかりませんが、前の計画から落ちてしまったものの達成状況というのはわかりませんので、今後、計画の策定段階で、今回落ちてしまった項目の達成状況、最終どのようになって数値目標から落ちたのか、役割を終えたのかということなどがわかるようなご説明を加えて参りたいと存じます。

(向井会長)

ありがとうございました。宇佐美委員お願いします。

(宇佐美委員)

5 ページ目②住宅建築戸数が現在 80 万戸から令和 22 年には 40 万戸まで半減するという予測があるという現状が書いてありますが、16 ページの第 4 期計画における目標数値とその考え方では、(2) 県産材住宅の建設戸数が少しずつ増えています。この目数値は無理があるのではないかと思います、数値の根拠をお示し願います。

それと太陽光発電の件で、建築ではその所有者の土地であるのに、こういうものは建ててはいけないというようになかなか厳しい規則があって、許可がおりないこともあります。命と直結するため、厳しいことはわかります。私も林地部会に参加しましたが、山林については、所有者の意向のため何とも言えないというのは本当によいのか、というのは建築をやっている身でずっと思っていたことです。

1 ヶ月ほど前に起きた熱海の土石流も、人災として訴えるようなことを聞きました。太陽光にしても、先ほど小林委員もおっしゃられたように、基礎も計算があるわけではなく、どんな急斜面に立てるかといった条件ありません。申請だけすれば、どういうものをどのように設置するかというものが何もないものですから、果たしてあのようなことが起きたときに、本当に人の命に関わると思いました。やはり、山の土地も平地の宅地と同じように、きちっとした規則を作っていただいて、国の方からやっていただければよいと思っています。

(事務局) ※伊藤県産材流通課長

一つ目のご質問、16 ページの「県内外での県産材住宅の建設戸数」2,300 戸の設定根拠です。次期計画の 5 年間で製材用材の出荷量を 7%ほど増加させるという目標を設定しており、県産材も供給できる量が 7%増加するということです。住宅戸数も同様に令和 3 年度から 7%増加の 2,300 戸に設定させていただいているところです。

(宇佐美委員)

人口は減っていますし、少子高齢化にもなりますから、それだけでは実際どうなのかと思いました。

(事務局) ※伊藤県産材流通課長

ここでは、県内外でとしておりまして、確かに住宅の需要は減っていきませんが、幸い、隣県に非常に住宅着工が多い地域があり、そこでも県産材住宅を増やしていきたいということで、意欲的な目標と考えています。

(事務局) ※安達治山課長

太陽光発電に関しまして、国の方で令和元年度に太陽光発電に係る林地開発許可基準のあり方に関する検討会が行われており、その報告書をもって、国としても太陽光発電の許可基準を若干厳しくされています。それを受けて、岐阜県においても昨年 7 月 1 日に新たな許可基準を施行しています。

林野庁としても、太陽光発電には問題があるということは十分認識はしていると思います。先ほど来申し上げておりますように、やはりエネルギー政策で、国としても片や推進する部分があり、片や環境を守るという部分があって、そういったところでもバランスを

取りつつ進めているような現状でございますので、岐阜県としても、国の推移を見ながらこのような審議会の場での委員の皆様方の声を受けて、どのように進めていったらいいかということも踏まえて検討したいと考えております。

(向井会長)

宇佐美委員がおっしゃっているのは、林地開発の基準だけではなくて、構築する太陽光発電の施設の安全性とか建築上の安全性の問題なので、これは多分、森林法だけの問題ではなくて、もっと別な、省庁を越えた話になってくると思いますので、その辺りも含めて、検討いただくようお願いしたいと思います。

(青山会長代行)

私は立場上、経験談という扱いになるわけですがけれども、実は全国市長会の中で、経産省には、はっきりとこの現在の乱設置の現状を訴えさせていただきました。といいますのは、規模、そしてまた地域によりけりですけども、しっかりと経営理念のある会社が、国の方針に沿って太陽光を設置しているというケースは大変少ない。

まずは、仲介業者といいますか、地元で話のできる人がこそこそと動いて、「太陽光設置すればお金になるよ」と。「このまま山林だと何もお金にならないでしょ。太陽光設置しませんか。」そこからスタートしています。そして所有者。これも「今、地元にいない子供たちに相談してみるよ。」そして子供たちに相談すると、「地元に戻る予定ではない。親父さんたちの好きなようにしてくれ。」そうしますと今度は、その仲介に入った方の紐付きのような方が建設をされていく。

結果的には15年、もしくはもっと早い時期に産業廃棄物が田舎の山林の中に多く存在をする。こんな政策でよろしいですか、ということ国には申し上げました。明確には答えてはいただけませんでしたが、そうしたところの規制も強化をしながら、新しいエネルギーとして取り組みを進めていきたいという返事をいただきました。しかし、なかなかそういう強化については、現状でも見られません。

どうしても上位、法より上に行くことはできませんが、中津川市においては、独自で条例を設置してかなり強化をしたつもりでおります。しかし、そんな中でもやはり法の壁というのは、使い方によっては、法で認められているからということになってくるわけですので、そこをやはり大変上手に業者の方も考えられます。

イタチごっこのような状態で来ておりますが、今申し上げたように、私は国に対して、どこに責任があるかわからないような状態で進められれば、おそらく10年15年後には、産業廃棄物の山になり、そして山林はさらに荒廃をしていく。そうならないためにも経産省のエネルギー政策だけではなくて、国の環境省、総務省全体が一緒になって、美しい日本の国土を守っていかねばならない。その観点に立って、新エネルギー政策を進めていただきたいというお話をさせていただきました。

何が言いたいかといいますと、私ども地元自治体もこういったことについては賛同し、一緒になって活動をしますので、もしそこにネックがあるならば、ぜひ国に対して活動をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(小林委員)

付け加えて申し訳ないですが、菅総理のカーボンニュートラル政策において、温対政策として随分前向きに二酸化炭素が出てきています。私がエネルギー政策で考えているのは、フィードインタリフ（Feed-in Tariff）の時もすごく心配したことが今のように現実となっており、今度、エネルギー政策が変換して新エネルギーになった時は、一番犠牲になるのは自然である森林だということです。

なので、もう少し将来を見てこれはいけないということを書いて欲しいというのが、本当のところ。もちろん、国の法体系は知っているが、知っている以上に住民達がそれを危惧しているということ、県にきちんと捉えていただきたいというのが住民としての意見です。

(中原委員)

配布された資料の11ページ、ここに目標として森林技術者1,000人、速報値で925人とあります。目標数値が書いてある16ページの人工造林面積は令和2年が185haで令和8年が1,000ha、その下の1-11森林技術者数は925人から1,000人になっています。17ページを見ると2-8木材生産林における森林経営計画認定面積は8万5,000ha、その下の2-10木材生産量は57万6,000m³から65万m³という目標数値となっています。

これらの目標値とされる数値、生産ボリューム、面積、マンパワーの数、それともう一つ、1-1間伐実施面積とは別途で1-9に市町村による間伐面積について、161haが令和8年には3,500haとなっていますが、目標値とされる1,000人でこの目標値を達成できるかと言ったら、あまりにも現実と乖離している。1,000人でこれだけのことをやろうと思ったら、全く追いつかないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) ※田中森林整備課長

まず、森林整備面積の1,000haですが、吸収減対策を実施していくうえで、林野庁から全国森林計画を基にした岐阜県への割り振りがあり、これが約1,000haということで設定させていただきました。

また、ご指摘のありました森林技術者ですが、植栽にかかる人数を計算したところ、将来的に約400人から500人が不足するという見通しになります。そうなりますと、約1,300人から1,400人の森林技術者が必要となる計算になりますが、機械化やスマート林業などで合理化を図ることで、少ない人数でも効率を上げることを想定し、1,000人という目標数値を設定させていただきました。

(中原委員)

それを実現できるような合理化、もしくはそういったものの開発ができているのであれば成程と思います。再造林や拡大造林だけでなく、素材生産も同様です。

岐阜県の場合、路網整備がされている所から木材生産がされており、今後も路網整備が進み、10年後にある程度の路網整備が行われた時に、二次災害の起こりやすい所に無理に作業道を付けて木材を出すという方法もあるが、架線による木材生産へシフトしていくのは明らかであり、そのマンパワーも必要となります。

そうするとやはり目標1,000人では追いつきません。そのためにはもっと増やせばいい

のですが、増やすにしても現実問題としてどのように増やすかということになってくると思います。

もう一つ、現状の森林技術者の925人の平均年齢は高いはずです。そうすると、5年後にはお辞めになり、また新たな就労があって、そのプラスマイナスを踏まえたうえで、1,000人をターゲットラインにしていると思います。国の林業白書で林業就労者の平均所得が323万円と5年前より70万円増えていました。しかし、国の平均所得は445万円で、林業とは100万円の差があります。

そもそもこの時代に、車を降りて、機材を担いで現場まで30分から1時間歩くなどという仕事はありません。スマートフォンや携帯は繋がらない、コンビニはない、救急車を呼んでも歩いて呼びに行かなければいけない。そんな労働環境で、なおかつ平均収入が100万円も安いところにどうやって来るのでしょうか。

そのような背景を考えると、技術者の確保は極めて難しく、賃金を上げるしかありません。娘の彼氏がチェーンソー1台で山で木を切っていますと聞いたら、それはいい、素晴らしい娘婿だと言って喜べますか、そんな経済力で。これが現実だと思います。根本的に仕組みを変えていくことは、今すぐにはできないにしても、やっていかない限りいつまで経っても労務はできません。

ウッドショックが騒がれていますが、ウッドショックの何が悪いのかと言いたい。林野庁にしても林政部にしても何のためにあるのか。林業振興のためではないか。林業が独立した形で、そこに携わる方達が豊かな生活を送るために、できないこと、新しいことに補助金をつぎ込んで支援する、技術を供給するといったことを行っている中で、木材価格が上がるということは、まさに林業振興になっている。なぜ上がったらいけないのか。そのような風潮があるが、ご見解を伺いたい。

(事務局) ※高井部長

前段の担い手の話について、やはり労働条件として賃金を上げないと人が入ってこないということで、そのためにはスマート林業による低コスト化という話もありましたが、そもそも会社が儲からないと給料を上げられないので、ウッドショックについては、結果的にはよいことだと思います。

我々としては今回のウッドショックが一過性で、今度は急激に価格が下がるということが一番心配しており、この時期に少しでも川下との連携や供給量の拡大など、この高い価格を維持できるような体制をとっていきたいというのが本音です。

(中原委員)

県内にも100%国産材を使う業者さんもいる反面、3割は国産材で後は外材に頼るなど、あの手この手を使ってビジネスモデルを展開している業者さんもいます。岐阜県の業者さんに限っては、100%県産材を使う以外にはもう何の手だてもないというようなことを思い切ってやれば、国産材、県産材の安定的なマーケットが確保され、価格の乱高下が起きません。

なぜなら、岐阜県森林組合連合会が直送やシステム販売をやってきたことによって、森の合板協同組合や、長良川木材事業協同組合に納める原木は年に4回価格の見直しをするだけで、価格が安定し、山元はリスクを背負うことが極めて少なくなって、非常に安心安

全に作業ができます。これは事実です。

第4期計画の策定は、そのような仕組みを一度ご検討いただくチャンスかと思います。

(事務局) ※高井部長

中原委員のご指摘は、川上と川下のいわゆるサプライチェーン、信頼関係を築いて安定的な供給を図っていくということだと思います。まさに、そのような点について、第4期計画でやっていきたいと思いますので、またアドバイスをお願いします。

(事務局) ※平井次長

森林技術者について補足でご説明いたします。森林技術者1,000人では到底足りないという話をもっともですが、人工造林面積を1,000haに増やすと、例えば1haあたり500m³を生産できれば、これで50万m³。目標値が65万m³ですので、皆伐だけでほぼ達成できます。あとは利用間伐で搬出していきます。

次に、市町村で実施する1-9の市町村による間伐面積は、森林経営管理法に基づく間伐のため切り捨て間伐になり、利用間伐よりも人工数がかなり減ります。

また、2-8の木材生産林における森林経営計画認定面積は、この森林経営計画に認定されていないと皆伐した後に植林ができないため、補助金がもらえなくなることから、これを増やすことは、皆伐した後の植林対策に繋がります。また、資料2の43ページに木材生産性の推移のグラフがありますが、直近で5.39m³/人日となっています。これは利用間伐と皆伐を合わせた人工数となり、利用間伐が少なくなって皆伐が増えると当然効率が上がります。国の考え方では、皆伐なら概ね10m³ほどいけるのではないかということも言われています。それを考えると概ね森林技術者が1,000人程度であれば、スマート林業や機械化を駆使し補えるのではないかと考えています。

(向井会長)

森林技術者数は、現状から考えると925人から1,000人でも大変かと思います。伐採にはかなりの技術を要するため、労働災害の点もあるかと思いますが、植林に関してはそれほど技術を要求されないのではないかと思います。例えば、私も今年で定年退職だが、来年から木を植えるぐらいのアルバイトだったら、1,000人のうちの1人になろうかという気持ちも持てます。今後の運用の仕方によっては、増やすことも可能ではないかと思うので、その点も含めた運用を考えていただきたいです。

あと、野生動物の管理の問題について、骨子の中に全く反映されていません。これは森づくりや環境保全にも関係し、国土保全上の問題は自然災害だけではなく、野生動物による自然災害の加速や地域資源の活かし方などすべてに関わってくるので検討いただきたいです。

(萩原委員)

今回、様々な意見が出たので、目標値の根拠も含めてまとめていただけるとよいかと思います。

(向井会長)

最初の中原委員からの意見も踏まえ、今後12月までに何回かこの森林審議会が開催される可能性がありますので、そこに合わせて、本日の意見を踏まえた資料作りをしていただくことと、この審議会での森林づくり基本計画の位置付けが、わかりやすい形で開催していただくようお願いします。

(小林委員)

内容がSDGsのどこに関わるか見直していただきたいです。生物多様性のところが無いということは、SDGsの15番が見直されていないのではないかと思います。SDGsの17項目を掲げるのであれば、もう一度確認していただきたいです。

また、SDGsは宣言なので林政部として何をするのかを明確にしないといけないと思います。木育に関する事、水源があるので水源涵養に関する事、バイオマスに関する事を特に進め、次の時にこの目標をやりますとしたほうが、全部やるよりはわかりやすいと思います。何をするのかを決めた方が、私たちは取り組みやすいと考えます。

(事務局) ※平野林政課長

現行のSDGsの整理は、資料2の12、13ページになります。昨年12月の森林審議会でも、小林委員からご指摘いただいたウエディングケーキに基づくイメージ図を描いています。位置付けとしてはSDGsのすべての項目に関わってくるとしていますが、今後の計画本体を作る段階で、どの政策がどのSDGsの目標と関連しているのかということを経営部の林業白書も参考にしながら、明確に位置付けをします。

(向井会長)

ありがとうございました。まだご意見もあるかと思いますが、時間もございますので、その他ご意見がある場合は、お手元の様式にご記入のうえ、事務局へお送りください。委員の皆様には、長時間にわたり誠にありがとうございました。それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局) ※垂見技術総括監

向井会長には、長時間にわたり議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終わります。本日はありがとうございました。

15時05分閉会